

四半期報告書

(第69期第2四半期)

自 2019年7月1日

至 2019年9月30日

高千穂交易株式会社

東京都新宿区四谷一丁目2番8号

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	7
第3 提出会社の状況	8
1 株式等の状況	8
2 役員等の状況	11
第4 経理の状況	12
1 四半期連結財務諸表	13
2 その他	21
第二部 提出会社の保証会社等の情報	22
 [四半期レビュー報告書]	 巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月8日
【四半期会計期間】	第69期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）
【会社名】	高千穂交易株式会社
【英訳名】	TAKACHIHO KOHEKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井出 尊信
【本店の所在の場所】	東京都新宿区四谷一丁目2番8号
【電話番号】	03-3355-1111
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 植松 昌澄
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区四谷一丁目2番8号
【電話番号】	03-3355-1111
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 植松 昌澄
【縦覧に供する場所】	高千穂交易株式会社 大阪支店 （大阪市北区梅田三丁目3番20号 （明治安田生命大阪梅田ビル内）） 高千穂交易株式会社 名古屋支店 （名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号 （名駅サウスサイドスクエア内）） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第68期 第2四半期 連結累計期間	第69期 第2四半期 連結累計期間	第68期
会計期間		自2018年4月1日 至2018年9月30日	自2019年4月1日 至2019年9月30日	自2018年4月1日 至2019年3月31日
売上高	(千円)	9,114,927	10,173,223	19,894,473
経常利益	(千円)	350,355	439,871	1,086,857
親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益	(千円)	189,653	298,661	491,209
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	257,190	319,251	488,828
純資産額	(千円)	14,111,671	13,979,838	13,766,508
総資産額	(千円)	18,532,850	18,713,124	18,883,100
1株当たり四半期（当期）純利益	(円)	20.28	33.54	53.53
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益	(円)	20.28	—	—
自己資本比率	(%)	76.1	74.7	72.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	537,851	△373,152	939,633
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△42,100	139,697	△134,887
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△101,075	△107,454	△678,743
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高	(千円)	5,472,760	4,862,423	5,203,923

回次		第68期 第2四半期連結 会計期間	第69期 第2四半期連結 会計期間
会計期間		自2018年7月1日 至2018年9月30日	自2019年7月1日 至2019年9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	23.87	20.71

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 第68期及び第69期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、第1四半期連結会計期間より事業セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、輸出を中心に弱さが続いているものの、設備投資の緩やかな増加傾向や雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直しなどを背景に緩やかに回復しております。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種経済対策の効果などにより、緩やかな回復が続くことが期待されます。しかしながら、EU離脱問題、米国の経済政策運営、また、通商問題が株式市場や為替市場に与える影響など、海外情勢について留意する必要があります。

当社グループの市場環境は引き続き競争激化の状況にあります。新たな成長を見据え付加価値による競争力強化と収益力向上及びグローバルビジネス拡大や新規ビジネスによる収益基盤の創出を図っております。

具体的には、システムセグメントでは、主要商品である商品監視システムや入退室管理システムの付加価値強化、クラウド型無線LANの販売強化、RFIDシステム、省人化システムなどのリテールソリューション等の新たな市場開拓、またタイ及びASEAN諸国において展開する高度防火システム事業の拡大を図っております。

他方、デバイスセグメントでは、電子事業においては主に通信インフラ市場やオートモティブ市場への拡販、また産機事業では従来のATM向け機構部品に加え、北米、ASEAN諸国、中国への住宅設備向け機構部品の販売、国内外における自動車内装部品市場の開拓などに注力しております。

このような状況の中、当第2四半期連結累計期間の経営成績は、売上高は前年同期比11.6%増の101億73百万円となりました。

損益につきましては、電子事業や産機事業などデバイスセグメントの販売が好調であったことなどから、営業利益は前年同期比32.6%増の3億81百万円となりました。経常利益は前年同期比25.6%増の4億39百万円となりました。親会社株主に帰属する四半期純利益は、投資有価証券売却益を計上したことなどにより、前年同期比57.5%増の2億98百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

第1四半期連結会計期間より、従来「システムセグメント」に分類していた「セキュリティ商品類、その他ソリューション商品類、カスタマ・サービス商品類」の3区分を「リテールソリューション商品類、オフィスソリューション商品類、グローバル商品類、サービス&サポート商品類」の4区分に分類しております。これは、市場を軸に区分するとともに、これまで「カスタマ・サービス商品類」に集約されていた商品の構築・設置工事を、それぞれ「リテールソリューション商品類・オフィスソリューション商品類」に区分し、保守・運用管理・MSPなどのストックビジネスを「サービス&サポート商品類」に区分することが、経営管理の実態をより適正に表示するものと、判断したことによるものであります。

なお、これらの変更に伴い、「デバイスセグメント」に分類していた産機商品類の一部の事業を、「システムセグメント」に分類しております。

(システムセグメント)

システムセグメントの売上高は、前年同期比10.0%増の62億87百万円、営業利益は前年同期比4.2%増の2億31百万円となりました。

リテールソリューション商品類では、商品監視システムやCCTVの販売が伸び悩んだことなどから、売上高は前年同期比9.4%減の17億66百万円となりました。

オフィスソリューション商品類は、データセンター向けなどで入退室管理システムの販売が好調に推移したことなどから、売上高は前年同期比5.1%増の18億55百万円となりました。

グローバル商品類は、前期大型受注を獲得したタイの高度防火システムが順調に売上計上されたことなどから、売上高は前年同期比51.3%増の16億89百万円となりました。

サービス&サポート商品類は、クラウド型無線LANのストックビジネスが堅調に推移したことなどから、売上高は前年同期比10.4%増の9億76百万円となりました。

(デバイスセグメント)

デバイスセグメントの売上高は、前年同期比14.3%増の38億85百万円、営業利益は前年同期比105.7%増の1億49百万円となりました。

電子商品類では、オートモティブ市場や基地局向け電子部品が好調に推移したことなどから、売上高は前年同期比29.6%増の18億50百万円となりました。

産機商品類では、自動車内装向け製品や住宅設備向け製品の販売が好調に推移したことなどにより、売上高は前年同期比3.2%増の20億35百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末と比べ1億69百万円減少し、187億13百万円となりました。これは商品及び製品が4億86百万円増加した一方で、現金及び預金が3億41百万円、受取手形及び売掛金が1億70百万円、投資有価証券が1億33百万円減少したことなどによるものです。

他方、負債は、前連結会計年度末と比べ3億83百万円減少し、47億33百万円となりました。これは支払手形及び買掛金が2億25百万円減少したことなどによるものです。

純資産は前連結会計年度末と比べ2億13百万円増加し、139億79百万円となりました。これは親会社株主に帰属する四半期純利益2億98百万円などによるものです。自己資本比率は前連結会計年度末から1.8ポイント上昇し、74.7%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比べ3億41百万円（6.6%）減少し、48億62百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結結果計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間と比べ9億11百万円減少し、3億73百万円のマイナスとなりました。これは、税金等調整前四半期純利益が4億97百万円となる中、売上債権の減少額1億99百万円があった一方で、たな卸資産の増加額4億85百万円、法人税等の支払額2億47百万円、仕入債務の減少額2億15百万円があったことなどによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結結果計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間と比べ1億81百万円増加し、1億39百万円のプラスとなりました。これは、投資有価証券の売却による収入1億94百万円があったことなどによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結結果計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間と比べ6百万円減少し、1億7百万円のマイナスとなりました。これは、配当金の支払1億6百万円があったことなどによるものです。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結結果計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結結果計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めていくものでなければならないと考えています。

当社グループは、独立系技術商社として、創業以来「創造」を事業活動の原点に据え、常に海外の先端技術・商品を広く探求・開拓し、日本の市場に紹介してまいりました。また、創業から67年を通して、「テクノロジーをとおしてお客様のご満足を高め、技能と人間性を磨いて世界に通用する信用を築き、力を合わせて豊かな未来を拓き社会に貢献する」という企業理念の実現に努めてまいりました。

このような企業理念に基づき、国内各業界の多くの有力企業をお客様とし、海外の有力先端メーカーとの信頼関係、そして海外の先端技術・商品を扱う人材・技術サポート・情報・先端技術探求ネットワーク網などの当社独自の事業ノウハウと快活な先取り精神の社風を築き、持続的な成長により企業価値を高めてまいりました。

当社取締役会は、経営支配権の異動を目的とした株式の大規模買付行為または提案であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、これを受け入れるかどうかは、原則として、当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えています。そのために当社は、大規模買付者及び当社取締役会の双方から当社株主の皆様への必要かつ十分な情報・意見・提案などの提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があることに加え、株主の皆様をはじめとするステークホルダーのために、当社取締役会による代替案が十分に検討できる機会・時間を確保し、かつ必要に応じて大規模買付者と交渉を行うこと等の当社取締役会の対応を可能とするため、一定の合理的・客観的な仕組みが必要と考えています。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、独立系技術商社の強みを活かし、事業系列や資本系列に捉われることなく、自らの企業理念に従い、市場ニーズを捉え、迅速かつ闊達に世界の先端商材・技術を発掘し、市場に紹介・提供することこそが、当社の有する優位的経営手法であり、収益と成長の維持拡大に欠かせないこと、ひいては企業価値及び株主共同の利益の源泉と考えています。

当社グループは、「安全・安心・快適」のコンセプトのもと、技術商社として豊富な実績と経験を活かした専門性の高いソリューションの提供とアジアを中心としたグローバル事業の推進により、強固な収益基盤の構築と事業規模の拡大を図り、企業価値ひいては株主共同の利益向上に邁進してまいります。

また、当社グループは、企業市民として果たすべき「CSR(企業の社会的責任)」を強く認識し、責任ある誠実で透明な経営活動の継続的な実施を通して、あらゆるステークホルダーから信頼される経営を進め、企業価値の向上に努めてまいります。

③当社株式の大規模な買付行為に関する対応策(買収防衛策)の仕組み

当社は、2007年11月6日開催の当社取締役会において、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(いずれも、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。本対応策において、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する対応策(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議し、その後の当社第57回、第59回、第61回、第63回、第65回及び第67回定時株主総会において、その継続を株主の皆様にご承認いただいております。その概要は以下のとおりです。

(a)大規模買付ルールの設定

大規模買付者が、大規模買付行為を行うに際しては、大規模買付者の概要や大規模買付行為の目的及び内容等に関する情報、大規模買付ルールに従うことを誓約する旨の「意向表明書」等を当社取締役会宛に提出していただきます。

(b)当社取締役会の評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者からの大規模買付情報の提供が完了した後、一定の期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)を設け、当該情報の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案にあたります。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、取締役会から独立した組織として設置された独立委員会に諮問し、かつ外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会としての意見をとりまとめ開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(c)大規模買付行為がなされた場合の対応

当社取締役会が、大規模買付行為の内容を評価・検討し、大規模買付者との協議・交渉の結果、大規模買付行為が以下のような要件に該当し、一定の措置をとることが相当であると判断した場合には、取締役会評価期間の開始又は終了の如何を問わず、新株予約権無償割当て等、会社法その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとることがあります。

(イ)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

(ロ)大規模買付者が企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付行為を行う場合

(ハ)強圧的二段階買収など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付行為を行う場合

(ニ)大規模買付者による支配権取得により、ステークホルダーの利益が損なわれ、それによって長期的に企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される場合

(ホ)買付けの条件が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付けである場合

④本プランの客観的合理性

本プランが、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由として、以下のことが言えます。

(a)買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勧案した内容となっております。

(b)株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(c)株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会の決議により継続されたものです。また、本プランの有効期限(2020年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時まで)の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(d) 独立した委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの採用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大規模買付ルールが発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士等のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に大規模買付ルールが発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(e) 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものとと言えます。

(f) 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、独立した第三者(財務アドバイザー・公認会計士・弁護士・コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(g) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

- 注1. 特定株主グループとは、①当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、又は②当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。
2. 議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①の記載に該当する場合は、当社の株式等の保有者の株式等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)、又は②特定株主グループが、注1の②の記載に該当する場合は、当社の株式等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株式等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における研究開発費は、26百万円（売上高比0.3%）であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当社グループの事業運営は、特定の分野や顧客、サプライヤーに依存しているのが実情です。従って、そうした特定の分野や顧客の市況・業況や、サプライヤーとのパートナーシップ如何によっては、当社の業績に大きな影響が及ぶ可能性があります。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの当第2四半期連結累計期間における資金状況は、当第2四半期連結会計期間末の現金及び預金が、前連結会計年度末と比べ3億41百万円減少し、59億62百万円となりました。これは支払手形及び買掛金が2億25百万円減少したことや配当金の支払い1億6百万円があったことなどが主な要因であります。配当金の支払いなどによる運転資金の需要増については手許流動資金（現預金）で賄っております。

商社活動の中では、一時的にまとまった運転資金が必要となる場合がありますが、現在の資金残高は、当面の事業活動を考慮しても、流動性が確保できております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	36,000,000
計	36,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数（株） （2019年9月30日）	提出日現在発行数（株） （2019年11月8日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,171,800	10,171,800	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株 であります。
計	10,171,800	10,171,800	—	—

（注）提出日現在発行数には、2019年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2019年7月19日
付与対象者の区分及び人数（名）※	当社役員3名、当社使用人31名
新株予約権の数（個）※	1,020
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数（株）※	普通株式 102,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,113
新株予約権の行使期間※	自 2021年8月1日 至 2024年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,113 資本組入額 557
新株予約権の行使の条件※	各新株予約権の一部行使はできないこととする。 新株予約権の第三者への譲渡、質入、その他一切の処分は認めないものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、行使することができる。また、新株予約権者が当社の役員または従業員の地位を有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び権利行使期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。 上記の他、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定める。
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）

※新株予約権の発行時（2019年8月19日）における内容を記載しております。

(注) 組織再編に際して定める契約書または計画書等に再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該再編比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2019年7月1日～ 2019年9月30日	—	10,171,800	—	1,209,218	—	1,171,672

(5) 【大株主の状況】

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社マースグループホールディングス	東京都新宿区新宿1-10-7	804	9.02
セコム株式会社	東京都渋谷区神宮前1-5-1	450	5.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	307	3.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	306	3.43
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	300	3.37
株式会社マーストーケンソリューション	東京都新宿区新宿1-10-7	265	2.97
高千穂交易従業員持株会	東京都新宿区四谷1-2-8	233	2.62
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	216	2.42
ヒューリック株式会社	東京都中央区日本橋大伝馬町7-3	200	2.24
KBL EPB S.A. 107704	43 BOULEVARD ROYAL L-2955 LUXEMBOURG	197	2.21
計	—	3,279	36.82

- (注) 1. 当社は、自己株式1,266千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、307千株であります。
3. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、305千株であります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,266,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 8,895,000	88,950	—
単元未満株式	普通株式 10,800	—	—
発行済株式総数	10,171,800	—	—
総株主の議決権	—	88,950	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社の自己株式が58株含まれております。

② 【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 高千穂交易株式会社	東京都新宿区四谷 1-2-8	1,266,000	—	1,266,000	12.44
計	—	1,266,000	—	1,266,000	12.44

(注) 株主名簿上、当社名義となっており、実質的に所有していない株式はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,303,923	5,962,423
受取手形及び売掛金	6,690,052	6,519,877
商品及び製品	2,445,442	2,932,172
原材料	130,432	128,736
その他	652,431	661,391
貸倒引当金	△13,029	△13,149
流動資産合計	16,209,252	16,191,451
固定資産		
有形固定資産	338,827	319,809
無形固定資産		
のれん	350,359	307,373
その他	104,938	132,940
無形固定資産合計	455,297	440,314
投資その他の資産		
投資有価証券	1,140,732	1,006,821
その他	739,963	755,699
貸倒引当金	△972	△972
投資その他の資産合計	1,879,723	1,761,548
固定資産合計	2,673,848	2,521,672
資産合計	18,883,100	18,713,124

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,827,148	2,601,681
未払法人税等	255,485	202,348
賞与引当金	267,771	272,905
役員賞与引当金	22,905	15,991
その他	1,047,313	912,344
流動負債合計	4,420,624	4,005,271
固定負債		
退職給付に係る負債	657,876	696,317
その他	38,091	31,696
固定負債合計	695,967	728,014
負債合計	5,116,592	4,733,285
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,209,218	1,209,218
資本剰余金	1,172,244	1,172,239
利益剰余金	12,411,209	12,603,002
自己株式	△1,231,579	△1,231,598
株主資本合計	13,561,092	13,752,861
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	266,851	261,348
為替換算調整勘定	△55,828	△33,560
退職給付に係る調整累計額	△11,132	△7,308
その他の包括利益累計額合計	199,890	220,480
新株予約権	5,524	6,496
非支配株主持分	0	0
純資産合計	13,766,508	13,979,838
負債純資産合計	18,883,100	18,713,124

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
売上高	9,114,927	10,173,223
売上原価	6,763,745	7,666,180
売上総利益	2,351,182	2,507,042
販売費及び一般管理費	※1 2,063,483	※1 2,125,547
営業利益	287,698	381,494
営業外収益		
受取利息	691	429
受取配当金	10,367	13,526
為替差益	41,209	19,081
受取保険金	1,139	18,147
持分法による投資利益	4,102	1,884
その他	7,824	6,923
営業外収益合計	65,334	59,993
営業外費用		
支払利息	435	267
支払手数料	1,560	887
その他	682	460
営業外費用合計	2,677	1,616
経常利益	350,355	439,871
特別利益		
投資有価証券売却益	—	67,899
新株予約権戻入益	3,546	90
特別利益合計	3,546	67,989
特別損失		
減損損失	—	※2 10,777
特別損失合計	—	10,777
税金等調整前四半期純利益	353,901	497,083
法人税、住民税及び事業税	157,224	195,190
法人税等調整額	7,023	3,231
法人税等合計	164,247	198,421
四半期純利益	189,653	298,661
親会社株主に帰属する四半期純利益	189,653	298,661

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
四半期純利益	189,653	298,661
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△8,199	△5,502
為替換算調整勘定	74,504	22,268
退職給付に係る調整額	1,231	3,824
その他の包括利益合計	67,536	20,589
四半期包括利益	257,190	319,251
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	257,190	319,251

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	353,901	497,083
減価償却費	48,605	53,859
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△67,899
減損損失	—	10,777
のれん償却額	71,444	47,288
新株予約権戻入益	△3,546	△90
受取利息及び受取配当金	△11,058	△13,956
支払利息	435	267
持分法による投資損益 (△は益)	△4,102	△1,884
賞与引当金の増減額 (△は減少)	8,727	4,951
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△4,752	△21
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△12,047	36,722
売上債権の増減額 (△は増加)	647,180	199,780
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△182,787	△485,627
仕入債務の増減額 (△は減少)	△214,180	△215,332
未払金の増減額 (△は減少)	7,635	△98,343
未払消費税等の増減額 (△は減少)	22,273	△77,773
その他	△22,689	△30,464
小計	705,040	△140,661
利息及び配当金の受取額	12,525	15,457
利息の支払額	△305	△277
法人税等の支払額	△180,548	△247,671
法人税等の還付額	1,139	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	537,851	△373,152
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△19,905	△25,970
投資有価証券の取得による支出	△122	△122
投資有価証券の売却による収入	—	194,498
無形固定資産の取得による支出	△25,882	△26,447
会員権の売却による収入	3,200	—
その他	609	△2,259
投資活動によるキャッシュ・フロー	△42,100	139,697
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△112,150	△106,869
自己株式の取得による支出	△52	△23
その他	11,127	△561
財務活動によるキャッシュ・フロー	△101,075	△107,454
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,633	△590
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	403,309	△341,500
現金及び現金同等物の期首残高	5,069,451	5,203,923
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 5,472,760	※ 4,862,423

【注記事項】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

一部の国内連結子会社は、有形固定資産（工具、器具及び備品）の減価償却方法について、定率法を採用していましたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更しております。

この変更は、開発に重点を置く国内連結子会社の経営戦略の転換を機に、当社グループの減価償却方法の統一及び適正な期間損益計算の観点から、有形固定資産の減価償却方法について再検討した結果、経済的実体をより適切に反映する合理的な方法であると判断するに至りました。

この変更により、従来の方法と比較して、当第2四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益が1,739千円増加しております。

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
給与・手当	675,510千円	662,846千円
賞与引当金繰入額	201,607	220,201
役員賞与引当金繰入額	12,323	15,991
退職給付費用	56,527	71,517
賃借料	204,830	205,928

※2 減損損失

当第2四半期連結累計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

当第2四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

場所	用途	種類
群馬県吾妻郡嬭恋村 他5件	遊休資産	土地

当社グループは、原則として、事業用資産については事業の種類を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当第2四半期連結累計期間において、事業の用に供していない遊休資産のうち、回収可能価額が帳簿価額を著しく下回っている資産グループについては、減損損失を10,777千円計上しております。遊休資産の内訳は全て土地であります。

なお、遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額を基礎とし、固定資産評価額を用いて合理的な調整を行い、算出しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
現金及び預金勘定	6,572,760千円	5,962,423千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,100,000	△1,100,000
現金及び現金同等物	5,472,760	4,862,423

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	112,125	12	2018年3月31日	2018年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年11月5日 取締役会	普通株式	112,269	12	2018年9月30日	2018年12月5日	利益剰余金

II 当第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	106,869	12	2019年3月31日	2019年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年11月5日 取締役会	普通株式	106,868	12	2019年9月30日	2019年12月5日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	システム	デバイス	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
売上高					
外部顧客への売上高	5,715,099	3,399,827	9,114,927	—	9,114,927
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	5,715,099	3,399,827	9,114,927	—	9,114,927
セグメント利益	222,633	72,689	295,322	△7,624	287,698

(注) 1. セグメント利益の調整額△7,624千円は、連結調整額であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

「II 当第2四半期連結累計期間 3. 報告セグメントの変更等に関する事項」に記載のとおりであります。

II 当第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	システム	デバイス	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
売上高					
外部顧客への売上高	6,287,250	3,885,973	10,173,223	—	10,173,223
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	6,287,250	3,885,973	10,173,223	—	10,173,223
セグメント利益	231,952	149,542	381,494	—	381,494

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

各報告セグメントに配分していない全社資産において、遊休資産に区分される土地の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては10,777千円であります。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、従来「システムセグメント」に分類していた「セキュリティ商品類、その他ソリューション商品類、カスタマ・サービス商品類」の3区分を「リテールソリューション商品類、オフィスソリューション商品類、グローバル商品類、サービス&サポート商品類」の4区分に分類しております。これは、市場を軸に区分するとともに、これまで「カスタマ・サービス商品類」に集約されていた商品の構築・設置工事を、それぞれ「リテールソリューション商品類・オフィスソリューション商品類」に区分し、保守・運用管理・MSPなどのストックビジネスを「サービス&サポート商品類」に区分することが、経営管理の実態をより適正に表示するものと、判断したことによるものであります。

なお、これらの変更に伴い、従来「デバイスセグメント」に分類していた産機商品類の一部の事業を、「システムセグメント」に分類しております。

また、前第2四半期連結累計期間は変更後の区分により作成したものを記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	20円28銭	33円54銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	189,653	298,661
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	189,653	298,661
普通株式の期中平均株式数(株)	9,350,893	8,905,759
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	20円28銭	—
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	400	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	2019年7月19日取締役会決議 ストックオプション (新株予約権 1,020個) 普通株式102,000株

(注) 当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2019年11月5日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………106,868千円

(ロ) 1株当たりの金額……………12円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………2019年12月5日

(注) 2019年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月8日

高千穂交易株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永澤 宏一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 斉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている高千穂交易株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、高千穂交易株式会社及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。